

経営革新計画の手続き

経営革新計画の承認を受けるための手続きは、次のようになります。

①都道府県担当部局等へ問い合わせ

対象者の要件、経営革新計画の内容、申請手続き、申請窓口、支援措置の内容等、ご相談ください。

なお、任意グループなど複数の中小企業者が共同で計画を作成する場合は、申請代表者・実施主体者の構成によっては、都道府県ではなく、国の地方機関等、あるいは中小企業庁が窓口になることもありますので、まずは、その点をご確認ください。

都道府県担当部局の他、県内の中小企業支援センター、商工会・商工会議所（シニアアドバイザーを含む。）、中小企業団体中央会等でも相談を受け付けています。



②必要書類の作成、準備

計画承認申請書は、都道府県担当部局、国の地方機関等に用意しています。中小企業庁 HP からダウンロード可能です。申請書への記載は、申請様式に従ってください。

都道府県担当部局及び中小企業支援センター、商工会・商工会議所等では、申請書の書き方、ビジネスプランの策定の仕方等をアドバイスしています。



③各都道府県担当部局、国の地方機関等への申請書の提出

申請書提出先は、申請代表者・実施主体者の構成で決まります。本法に関連する債務保証、融資、補助金等を利用する場合は、計画申請と並行して当該関係機関と密接な連絡をとってください。（詳しくは都道府県担当部局、国の地方機関などにご相談ください。）

都道府県担当部局と支援策の実施機関は連携をとっていますので、ご希望の支援策の実施機関にお気軽にご相談ください。



④都道府県知事、国の地方機関等の長の承認

都道府県等による審査を経て、経営革新計画の承認がされます。また、支援策の実施機関の審査後に支援措置などが行われます。計画開始後、フォローアップのために、計画進捗状況調査などが行われます。

承認は支援措置などを保証するものではありません。支援策を活用できる対象になったということです。各支援策にはそれぞれ実施機関の審査があります。